

月報私学

2024



VOL.313



「建物自体を教材に」をコンセプトとした、Science Centerが令和3年に完成しました（写真右下）。「問題解決型の学力＝クリティカルシンキング」の力を、探究型の社会科総合学習や実験・観察に重きを置いた理科の授業を通して積極的に養っています。

写真提供 学校法人海城学園 海城中学高等学校（東京都新宿区）

CONTENTS

● 年頭所感	2
● 受配者指定寄付金制度 Q&A	3
● 連載⑦ 魅力あふれる学校づくりを目指して 未来の地球を安心して託せる人材を育成する	4
● 令和5年度 私学スタッフセミナーの報告	6
● 令和5年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します／ マイナンバー情報連携における戸籍謄(抄)本の添付省略(試行運用)の開始／ 年金請求時のマイナンバー及び基礎年金番号の記載	7
● 退職時の手続きー資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業ー	8
● 加入者貸付の申し込み手続き	12
● 令和4年度特定健康診査等の実施結果及び令和5年度結果データ提出のお願い	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16



私学の価値と役割を再認識し再構築するとき

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 福原 紀彦
ふくはら きたひこ

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

年頭に当たり、私学関係の皆様の日頃のご尽力とご協力に、改めて敬意と感謝を表し、本年も皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う活動制限が緩和されても、なお予断を許さない状況にあり、気候変動による災害、各地での紛争と国際的緊張、為替変動やエネルギー価格の急騰による経済生活環境の悪化等、生活の安全と安心を脅かす要因があとを絶ちません。さまざまな困難な事情に遭遇されておられる方々に、心からお見舞いを申し上げます。

今、わが国では、少子高齢化が急速に進行する中で、未来を築く人材を育成し続け、将来を拓く諸科学の成果を維持・発展させるために、私学の価値と役割を改めて認識し、時代と社会の期待と要請にこたえて再構築すべき時を迎えています。

私学経営の制度基盤である学校法人の組織を充実させて、私学の価値を維持・向上させるために、令和7年4月施行の改正私立学校法に確実に対応しつつ、新たな中央教育審議会での議論に私学関係者の声を反映させなければなりません。

私学の価値と役割を人口減少期にどのように再構築すべきでしょうか。教育研究の質的成果の獲得、グローバル化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、各種連携の促進などについても、歴史と伝統に支えられた建学の精神の下に、私学の個性と多様性を発揮し、先人も経験のない状況の中で、知恵と勇気を出し合っていかなければなりません。

私学事業団では、変化が激しく将来が不確実な時代であっても、助成業務と共済業務の着実な執行を通じて、私学の振興を図り、私学関係者の皆様に安心をもたらし使命を果たして参りたいと考えております。

助成業務においては、①補助事業では、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組み私立大学等に対する支援を強化していきます。

②貸付事業では、私立学校の教育研究活動の基盤となる施設・設備等の整備や経営に必要な資金に対し、長期・低利・固定金利で融資を行っております。

③経営支援・情報提供事業では、学校法人の経営力の強化や教育条件の改善を図る取り組みへの支援として、現状分析や経営課題の把握、経営改革等に対する助言等を行う経営相談を実施しています。

また、私立学校の特色や具体的に実践している優れた教育改革等に関する取り組みの情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、大学ポータル（私学版）をはじめホームページ、刊行物等で提供しています。

④寄付金事業では、受配者指定寄付金制度を通じ、私立学校の募金活動を税制優遇の面で支援しています。

また、未来をつくる学術研究と研究者育成を支援するため、社会一般からの寄付金や基金の運用益を原資とした学術研究振興資金、若手・女性研究者奨励金を交付しています。

⑤減免資金交付事業では、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、私立大学等が学生等に対して行う授業料等の減免費用に要した資金を大学等に交付しています。

共済業務においては、①短期給付事業では、政府の医療制度改革により、出産に伴う経済的負担を軽減するため、5年4月以降の出産費及び家族出産費の支給額が引き上げられました。

②年金等給付事業では、5年4月以降の年金額が前年度から原則2・2%（67歳以下の人）又は1・9%（68歳以上の人）引き上げられました。また、5年10月からの退職等年金給付の基準利率については、これまでの0・02%から0・07%に見直され、それに伴い年金現価率も変更されました。

その他、マイナンバーを活用した地方自治体及び住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、被扶養者認定申請及び年金の請求手続きにおける住民票等の省略が可能となりました。また、給付金等の受け取りのための口座として、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに登録しておくことにより、給付金等の申請時に通帳の写し等の添付が不要になりました。共済業務においては引き続き、関連する法令等の改正に合わせ、適切な対応を図って参ります。

わが国の経済社会と私立学校運営の複雑さと厳しさが一段と増す中で、本事業団は、新たな中期目標と計画を土台に、私立学校の振興と、加入者及び被扶養者の福利厚生の上昇のために、役職員一同、いっそうの努力を重ねて参ります。

皆様には、本年も、本事業団の業務にご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

受配者指定寄付金制度 Q & A

助成部 寄付金課

受配者指定寄付金制度について、寄付金課に寄せられるよくあるご質問をQ & A形式でまとめましたので、制度をご利用の学校法人はご注意ください。

◆制度の利用

Q1 制度の利用に当たり（募金期間）の制限はありますか。

A1 募金期間の制限はありません。継続的に制度の利用が可能です。なお、前回の利用から複数年空いている場合は、事前にご連絡ください。

Q2 制度を利用中ですが、この度、新たな募金事業を開始予定です。事前の申請は必要ですか。

A2 募金事業の追加・変更に当たり、事前の申請は不要です。引き続き制度の利用が可能です。

◆寄付の受け入れ

Q3 インボイス制度開始に伴い、寄付金の振込依頼書に変更がありますか。

A3 当面、変更はありません。お手元にある振込依頼書は引き続き使用できます。なお、インボイスに必要な要件は銀行窓口で対応することとなります。

Q4 受領書の寄付者名は、社名だけ

でなく部署名や支店名まで記載されますか。

A4 受領書の寄付者名は、通常、社名までとなります。部署名等まで記載が必要な場合は、寄付者名及び寄付金額一覧（様式1-4）の備考欄にその旨ご記入ください。

Q5 公益法人など一般的に納税義務が免除されている法人からの寄付は、制度の対象となりますか。

A5 法人税の納税がない法人からの寄付は対象となります。ただし、寄付者が収益事業を行っていれば、対象となる場合がありますので、寄付者に法人税の納税有無を確認してください。

Q6 今年度入学した生徒の保護者が経営する企業法人から寄付の申し出がありました。制度の対象となりますか。

A6 新入生又はその保護者から、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付された寄付金は、原則として「入学

と相当の因果関係のあるもの」に該当し、寄付金控除の対象とならないものとされているため、受配者指定寄付金制度でも取り扱いません。

ただし、入学決定後に募金の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で納付された寄付金は、例外的に寄付金控除の適用対象とされています。詳細は左記をご確認ください。

・所得税基本通達78-2（入学に關してする寄附金の範圍）

・平成10年4月16日付け文高行第367号「新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（通知）」

・令和3年6月25日付け3高私行第4号「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取り扱いに関するQ & Aについて（通知）」

Q7 特定の部活動を指定した寄付は、制度の対象となりますか。

A7 学校が管理する経常的経費の範囲で部活動へ支出するものであれば、対象となります。学校の支出にならず部活動が自由に支出できる性格のものは「学校への寄付」とは見なせないため、取り扱いません。

なお、部活動の選手など特定の個人を指定した寄付は、個人の所得とみなされる恐れがありますので、ご注意ください。

◆提出書類

Q8 提出書類に押印は必要ですか。

A8 3年6月より、関係書類の押印は不要としています。

Q9 寄付申込書（様式1-1）に事業団の前理事長の氏名が記載されています。差し替えは必要ですか。

A9 当面は前理事長の氏名が記載されたままでも有効で差し替え不要です。また、4年6月より、様式から事業団理事長の氏名を省略しましたので、順次切り替えてご使用ください。

制度の詳細は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）受配者指定寄付金◆受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」をご覧ください。

また、今回ご紹介したよくあるご質問のほか、「寄付金事務の手引」50～58頁にQ & Aを掲載しています。併せてご参照ください。

寄付金事務の手引

https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_gaiyo.htm



問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎ 03(62330)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

連載 ⑦4

魅力あふれる学校づくりを目指して

未来の地球を安心して託せる人材を育成する

学校法人海城学園

海城中学高等学校 理事長 古賀 喜博

◆沿革と建学の精神

佐賀藩の軍人であった創立者古賀喜三郎は36歳の時に北米への遠洋航海に従事したのを期に世界に目が開かれ、当時の藩閥意識の強い時代に日本を国家として意識しました。

そして、世界の列強に伍して発展してゆくには、軍艦を造るばかりではなく、人材の育成が急務であるとの強い認識を持ちました。

海軍を退役し、20世紀を目前にした明治24年に「海城中学高等学校」の前身である「海軍予備校」を設立しました。

「国家・社会に有為な人材を育成する」という建学の精神は当時海軍の分野での人材育成を目指したのですが、彼の本当の目標はより広く次の時代の日本を担うべき優秀な人材を育成することであつたに相違ないのです。

この精神は、時代に即して具現化され今日まで脈々と受け継がれております。

◆教育目的

創立以来132年を経た現在の海城中学高等学校は、アカデミックで生徒の自主性を重んじるリベラルな学校へ

と進化成長しています。

海城学園の教育目的は「新しい紳士」の育成です。「新しい紳士」とは、「フェアな精神」で物事を判断し「思いやりの心」で人に接する、「民主主義を守る意思」を強く持ち「明確に意思を伝える能力」に溢れている人間です。ではこのような人物を育成するためには、教職員はどのような心構えで生徒と毎日を送っているのでしょうか。その答えは学校案内にあります。



ガラス・風力・太陽光発電

『ともに歩もう。君の未来のために。未来を生きるために必要な力とは何だろう。それを学ぶにはどんな教育が必要だろう。私たちはいつも考えています。未来に向けて一生懸命努力する君たちと、ともに考え、悩み、感動しながら歩いて行く。知識を伝え、学力を伸ばすだけでなく、生徒と一緒に明日を見つめ、いつも彼らを応援する。それが海城学園の教育です。』

中学高校の6年間は、比較的同じ価値観や目的意識を持った集団の中で過ごしますが、やがて高等教育の場から社会へと歩みを進めると、多様な価値観を持った人たちの中で生きることになります。

その時に「フェアな精神」に基づく確かな判断と公正な態度、そして他人への「思いやりの心」や他人を理解する力が必要になります。そして、「民主主義を守る意思」を持って自由と平等の原理を厳守し、互いを認めながら自分の力を最大限発揮できるようにすることを目指します。

ただし、一人ひとりが「フェアな精神」を持ち「思いやりの心」を大切にし「民主主義を守る意思」を守っても、それを相手に伝え共に歩むためには、さらに「明確に意思を伝える能力」も必要になります。この教育の目的を生徒と一緒に追求する、これが海城学園の教育の原点です。

◆教育目的達成のために

高い知識と教養を身につけると同時に、このような教育目的を達成するため、次のことも取り入れています。

グループで課題を解決しながら人間関係を構築する能力を学ぶプロジェクト・アドベンチャーや、演劇的手法を用いて人間関係や創造性をじっくりと育むドラマ・エデュケーション、テーマを持った修学旅行、宿泊研修、生徒が主体的に計画運営する学園祭や運動会、スポーツ大会などで、より深い学びや正しい生活態度を身につけていきます。そして海外への研修、長期・短期の海外留学を経験することにより異文化理解や広い世界観を身につけることができます。



プロジェクト・アドベンチャー



ドラマ・エデュケーション

このようにして培った人間力を生かして、中学での社会科総合学習で自ら設定したテーマへ向けて企業や役所に取材に行ったり文献を調べたりして、原稿用紙30枚から50枚の中学卒業論文を書き上げます。

また、理科ではガラス発電、風力や太陽光発電、地中熱の利用など省エネ・創エネを実現した新設サイエンスセンターを活用して、実験・観察を多く取り入れた生徒参加型の授業や講習が展開されています。

そして、グローバル教育部やICT教育部を立ち上げ、生徒の自主的な活動・研究を積極的にサポートしています。

これら毎日の教育実践を生徒と家庭と学校が力を合わせて続けていくことが、私学の魅力となると確信しています。

◆現在の教育環境

知識だけならば学校に毎日通学しなくても獲得出来る時代が既にやっつて来ています。

生徒が学校を選ぶ時代と言われるように、教育が単線ではなく、複線、複々線と選択肢が増えてきています。新しい教育の姿が始まっているのです。

義務教育にしても、国が子供達に教育を提供する義務があるように、私学には、入学した生徒達に楽しく有意義な教育と、学ぶに最適な環境を提供する義務があるのです。

これからは生涯学習時代、更には年齢を超えて互いに学び合う時代となるでしょう。

少子化、人口減少の厳しい環境にあります。私学は公立にない魅力を一校一校の努力により生み出しています。

◆更なる魅力を求めて

教育は生き物、学校も生き物であり、更に魅力的な学校を目指していくためには常に成長していくことが必要でしょう。

私立学校は、それぞれ良い学校になるために努力していますが、今までは比較的閉じた組織だったのではないのでしょうか。

もっと他校や社会の多彩な組織や人々に学校を開き、協力・連携していくことが、より高度な教育の実現や、生徒が社会の多様性を識る機会にもな

ります。

また、学年の枠を越えた学習も有効でしょうし、校内に国籍を越え、年齢を越えた交流が活発化したら、一段の魅力の創出になるに違いありません。その先には、学校と生徒の間に双方の向上心が生まれてくると思います。

生徒の若々しい感性は貴重です。例えば、校舎建設や施設設備についても、生徒の若い感性や気付きを積極的に取り入れていく、行事や諸活動においても今以上に生徒との共同作業をしていくことが、学校の活性化となり、新たな魅力を生み出すのです。

従来の学校教育は、教師が生徒に正しいと確定したことを教えていくという一方通行が基本でした。しかし海城学園では、それと同時に生徒と共に未来に向かって、何が正しいかを探究していく教育が行われているのです。常に時代の一步前を進み、リスクを背負いながらも挑戦を続けていると言っても良いと思います。

これからは知識を教えるだけではなく、もっと大切な人間の根幹を磨く教育、つまり本物の教育が求められるでしょう。従来の美術や音楽から、もっと広く演劇や詩歌など人間の感性を深く磨く芸術科、教室の座席からフィードバックへと展開される社会科、実験室を飛び出して本物を学ぶ理科、そして人間の根本を理解していく保健体育科がいつそう重要度を増すでしょう。



イギリス研修 オックスフォード大学

教科書中心の学びから、本物を学ぶ方向への変化です。すべての教科に優れていなくても、尖って優れたものを持った生徒が活躍し、生徒一人ひとりの居場所がある学校が、魅力ある学校になるでしょう。

このような教育活動を通じて、海城中学高等学校は「未来の地球を安心して託せる若者」を育成しています。

◆寄稿者紹介◆

古賀 喜博（こが よしひろ）

平成元年6月に理事長に就任し現在に至る。

令和5年度 私学スタッフセミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての実践的な知識及び柔軟な思考力を修得し、大学改革に向けた意識を高めることを目的として、「私学スタッフセミナー」を開催しています。

今年度は京都会場、仙台会場合わせて46法人46名にご参加いただきました。

【セミナーの特長】

- ① 4人1組のグループワークが中心
- ② 課題に取り組み、グループ発表を行う
- ③ 同世代の職員と語り合う
- ④ 基礎的な知識（私立大学等の現状、学校法人会計、財務分析等）を短期間に修得する
- ⑤ 講師と率直な意見交換をする

今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の作成」をテーマに、架空の学校法人の現状を分析し、中長期経営計画を作成する実践力を養うことを目的としました。

グループワークでは、中長期経営計画の進捗や学生数や財務等の現状を基に、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた次期中長期経営計画を作成しま



グループワーク（京都会場）

した。計画の作成に当たっては、一職員の業務の視点だけに捉われず、大学が永続的に教育を続けられるような広い視野で経営方針を立てることを意識して取り組みました。

最終日にはグループ発表として、作成した中長期経営計画を理事会で報告することを想定したプレゼンテーションを行いました。

以下、セミナー終了後のアンケート結果の一部をご紹介します。

- ・今までいかに自分が所属する部署の業務のみに取り組むだけで、大学の経営に目を向けていなかったかを痛感しました。

◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

日程・場所：令和5年9月20日（水）～22日（金） 京都ガーデンパレス
令和5年10月25日（水）～27日（金） 仙台ガーデンパレス

対象：令和5年4月1日時点で、33歳以下かつ学校法人での経験年数が3年以上の大学・短期大学又は高等専門学校職員

参加：京都会場23名 仙台会場23名

○1日目

時間	内 容 等
13:00～	開会・アイスブレイク
13:45～	講演「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
14:40～	講演「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
15:35～	講演「財務分析と経営計画」 私学経営情報センター職員
16:30～	講演「大学職員の役割について ～中期計画（戦略）の実現に向けて～」 講師：西 弘美氏（学校法人瀬木学園 事務局長）
19:30	終了

○2日目

時間	内 容 等
8:35～	グループワークについての説明・グループワークⅠ（SWOT分析、発表）
12:50～	グループワークⅡ（中長期計画等の立案）
18:35～	グループワークⅢ（発表準備）
20:00	終了

○3日目

時間	内 容 等
8:35～	グループ発表
11:50～	修了証書授与・表彰・講評・閉会
12:30	終了

- ・他大学のさまざまな部門の参加者がいるので、自分の知らないことの多さを再確認できました。
- ・本学では同年代の職員が居ないので、今回同年代の方々と意見を交換し合えたことが新鮮でした。共に仕事をする仲間との雰囲気を良好にすること、作り上げることの大切さを学びました。
- ・グループワークにおいて、意見が異なっても議論を前に進める大切さなどを学びました。帰任後、自法人で

もこのようなグループワークを行いたいと思います。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わります。

本事業団では、来年度においても引き続き職員的能力開発に貢献して参ります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03（3230）7849・7850

Eメール center@shingaku.go.jp

令和5年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します

業務部 短期給付課

私学事業団では、年一回、かかった医療費の総額等を記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。これは、加入者が健康保険制度に対する理解と健康に対する関心を高めることにより、医療費の適正化を図ることを目的としたものです。また、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付書類として使用できます。

◆資格喪失者
5年12月21日（対象者の抽出日）前に退職（資格喪失）した加入者分は、本人からの申し出により自宅住所宛てに送付しますので、次の問い合わせ先を案内してください。

令和4年11月～5年10月に医療機関等を受診した加入者及び被扶養者で、5年12月21日現在で加入者又は被扶養者である人任意継続加入者を含みます）

送付対象となる人

令和4年11月～5年10月に医療機関等を受診した加入者及び被扶養者で、5年12月21日現在で加入者又は被扶養者である人任意継続加入者を含みます）

送付先等

「医療費のお知らせ」は加入者と被扶養者分を併せて作成しています。

◆加入者

親展扱いで所属する学校法人等へ送付しますので、対象の加入者に配付してください。

◆任意継続加入者

親展扱いで届け出住所宛てに送付します。

「医療費のお知らせ」コールセンター
0120（702）057

開設期間
6年2月1日～3月31日
平日 9時15分～17時15分

送付時期

6年2月上旬

確定申告に使用する際の留意点

・「医療費のお知らせ」は5年12月までに本事業団で受け付けた診療報酬明細書（4年11月～5年10月診療分）を基に作成しています。5年11月・12月診療分の医療費は記載していませんので、当該診療分は、領収書を使用してください。

・市区町村等の公費助成を受けた等、「医療費のお知らせ」に記載されて

いる金額と実際に支払った自己負担額が一致しない場合があります。確定申告の際は、領収書を使用して実際に負担した額に訂正してください。

・「医療費のお知らせ」には、本事業団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれていませんので、「給付金等決定・送金通知書」を参考にしてください。

・療養費、柔道整復施術療養費、はり・きゅう・マッサージ等の療養費、治療用器具の療養費等は「医療費のお知らせ」に含まれていませんので、領収書を使用してください。

・医療機関等による診療報酬明細書の遅れにより「医療費のお知らせ」に反映できなかった場合は、領収書を使用してください。

・確定申告（医療費控除）の手続きに関しては、国税庁のホームページ又はお近くの税務署にご確認ください。

マイナンバー情報連携における
戸籍謄（抄）本の添付省略
（試行運用）の開始
企画室

令和6年3月以降、戸籍に関する情報について、マイナンバーによる他機関との情報連携を利用した確認事務の試行運用を開始します。

被扶養者の認定申請や年金の請求時などに情報連携により必要な情報が確

認できる場合は、戸籍謄（抄）本（※）の添付が省略可能となります。ただし、情報連携で得た情報が添付書類の内容と違いがないか等を確認する必要がありますため、試行運用期間中は従来どおりの添付書類が必要となりますので、注意してください。

試行運用から本格運用への移行時期や、本格運用の対象となる事務手続き等については、別途、本誌又は私学共済ホームページでお知らせします。

※被扶養者の認定申請に関しては加入者と同居している実子（養子縁組をしている子を含みます）、配偶者、両親の場合に限ります。

年金請求時のマイナンバー及び基礎年金番号の記載

年金部

マイナンバーを正確に把握するため、令和5年9月29日付で私立学校教職員共済法施行規則等が改正され、年金請求時に、年金請求書へマイナンバー及び基礎年金番号の両方を記載していただくことになりました（マイナンバーを記載することにより、年金請求手続き等で必要な住民票などの添付書類を省略することができます）。

詳細は、5年10月17日に私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼お知らせ一覽に掲載しましたので、参照してください。

退職時の手続き

— 資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業 —

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。貯金事業には早めの手続きが必要となるものがありますので、注意してください。私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼お問い合わせ▼採用時・退職時の手続き▼退職時の手続き」にも掲載していますので、ご覧ください。

資格関係

業務部
資格課
掛金課

資格喪失報告書の提出

・加入者が退職した場合は「資格喪失報告書^{DL}」を退職日から10日以内に提出してください。

・退職日の翌日（資格喪失日）以降、加入者証や加入者被扶養者証は使用できません。「資格喪失報告書^{DL}」に加入者証や加入者被扶養者証を添付して返納してください。紛失等で添付できない場合は「加入者証等返納不能届^{DL}」を提出してください。

・高齢受給者証や限度額適用認定証等の交付を受けている場合は併せて返納してください。

注 事前受付を利用する場合は、4月1日以降に必ず回収して返納してください。

◆年金等給付加入者記録票の交付

70歳未満の加入者には、資格喪失の確認通知書とともに「年金等給付加入

者記録票」を学校法人等宛てに送付します。退職した加入者に必ず渡してください。

「年金等給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入者期間が記載されています。

注 年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります。

◆75歳以上の加入者が退職した場合

75歳以上の加入者が退職した場合も「資格喪失報告書^{DL}」の提出が必要です。後期高齢者医療制度の適用となっている特定教職員等は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れており掛金等の納付対象ではないため、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

任意継続加入を希望するとき

◆加入の要件

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者期間があることが要件です。

ただし、過去の任意継続加入者であった期間は通算できません。

◆利用できる事業

次の給付や事業を利用できます。

・短期給付事業

加入者期間中と同様です。休業給付は、資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合（9頁参照）を除き請求できません。

・福祉事業

貸付けと積立貯金等以外は、利用できません。

注 年金等給付は継続加入できません

ので、60歳未満の人には、国民年金への加入手続きを案内してください。

◆任意継続加入者になれる期間

最長で2年間です。ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

◆任意継続の掛金額

退職時の標準報酬月額又は任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（令和6年度は38万円）のうちいずれか少ない額を基準に算出します。

◆任意継続加入の手続き

・「任意継続加入者申出書^{DL}」を退職日から20日以内に提出してください。

・後日、加入者の届け出住所宛てに「任意継続加入者証」等と「任意継続掛金納付通知書」「任意継続加入者のしおり」「口座振替依頼書（3枚組）」を送付します。

◆任意継続掛金の納付

・納付通知書に印字してある期限までにゆうちょ銀行（郵便局）ATM又は窓口にて必ず納付してください。納期限までに納付したことが確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになります。

・口座振替を希望する場合は、「口座振替依頼書（3枚組）」に必要事項を記入し、金融機関の確認印（ゆうちょ銀行及び各種インターネット銀行は確認印が不要です）を受けて私学事業団へ提出してください。

・口座振替が開始となる月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してお知らせします。開始月までは、あらかじめ送付した納付通知書での納付が必要です。

注 「任意継続加入者申出書^{DL}」にある「登録口座」欄は、給付金等の受取先になりますので、口座振替を希望する人だけでなく、すべての人が記入してください。

短期給付関係 業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入した場合は受けることができません。なお、資格喪失

後の給付に付加給付はありません。
注 短期給付の請求の効力は2年です。

資格喪失後の出産費

◆支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、資格喪失後6か月以内に
出産した場合、次の①又は②のとおり
資格喪失後の出産費が支給されます。
①資格喪失後、国民健康保険に加入し
た場合は、私学共済制度の資格喪失
後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になった場合
は、家族出産費（又は家族出産育児
一時金）を受けるか、私学共済制度
の資格喪失後の出産費を受けるか、
どちらか一方を選択してください。

◆請求手続き

・加入者期間中と同様です。ただし、
学校法人等を通して手続きする必要
はありません。

・「直接支払制度」を利用する場合は、
「私学事業団の資格喪失後の出産費
を受ける権利がある旨」の証明書を
医療機関等に提出する必要があります。
出産前に「資格喪失後出産費の
受給資格証明書発行依頼書」で証
明書の発行を依頼してください。
・私学共済制度の資格喪失後の出産費
を受け、引き続き養育する場合は、
出産祝品が贈呈されます。請求手続
きは不要です。

資格喪失後の出産手当金

◆支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者
であった人が、次の①又は②に該当す
る場合に請求することができます。

①退職時に出産手当金を受けていた場合
②在職中に出産手当金を受ける要件を
満たしているながら給付額以上の報酬
が支払われていたため出産手当金を
受けていなかった場合

注 在職中に休業（欠勤）せず勤務し
ていた場合は、資格喪失後の出産手
当金は支給されません。

◆支給期間

出産日以前42日から出産日後56日ま
での間継続して支給されます。

◆請求手続き

加入者期間中と同じです。必ず学校
法人等を通して請求してください。

資格喪失後の傷病手当金

◆支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者
であった人が、次の①又は②に該当す
る場合に請求することができます。

①退職時に傷病手当金を受けており、
退職後も労働能力が回復せず療養し
ている場合

②在職中に傷病手当金を受ける要件を
満たしているが、傷病手当金の給
付額以上の報酬が支払われたため傷

病手当金を受けておらず退職後も勞
働能力が回復せず療養している場合

◆支給期間

・支給を開始した日から1年6か月を
限度として支給されます。

・退職時に傷病手当金を受けていた場
合は、支給期間の残期間について継
続して支給されます。

◆支給対象外

・雇用保険の基本手当を受けるために
求職の申し込みをした場合は、傷病
手当金の対象となりません。

・傷病手当金と同一の傷病による障害
給付（年金又は一時金）及び老齢・
退職の年金を受けている場合は、傷
病手当金は支給されません。ただし、
支給される年金の日額が傷病手当金
の日額を下回る場合は、その差額が
傷病手当金として支給されます。

◆請求手続き

・加入者期間中と同じです。ただし、
学校法人等を通す必要はありません。
・支給の要件②の場合、初回は必ず学
校法人等を通して請求してください。

資格喪失後の埋葬料

◆支給の要件

加入者が退職後3か月以内に死亡し
た場合

◆請求手続き

・加入者期間中と同じです。ただし、
学校法人等を通す必要はありません。

年金等給付関係 年金部 年金第一課

老齢・退職の年金の決定を 受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金（新3階年金を除
きます）を受け取るためには、次の受
給要件①②③のすべてを満たしてい
ることが必要です。

◆受給要件

①生年月日に応じて左表の年齢に達し
ていること

表 支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日 ～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

②公的年金制度の保険料納付済期間、
国民年金の保険料免除期間及び合算
対象期間の合計が10年（※）以上あ
ること

※受給資格期間は、平成29年8月に原
則25年から10年に短縮されました。

③65歳未満の場合、厚生年金被保険者
期間（私学共済・一般厚生年金・公
務員共済の加入期間）の合計が1年
以上あること（65歳以上の場合、こ
の要件は不要です）

◆請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人には、本事業団から学校法人等宛てに請求手続きの案内を送付しています。未請求の場合は、速やかに手続きをしてください。

・昭和36年4月1日以前生まれの人で支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の厚生年金保険の実施機関の中で最後に加入した実施機関から、受給権発生月の3か月前に請求手続きの案内を送付します。

注1 外国に居住している人には、請求案内ができません。請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡するよう案内してください。

注2 年金請求の時効は5年です。5年を過ぎると給付を受けられなくなる場合がありますので注意してください。

老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合

すでに本事業団から老齢厚生年金の決定を受けているため、退職による手続はありません。年金額は資格喪失日から1か月経過後に自動的に改定し、本人宛てに通知します。

◆繰下げ待機している人

老齢厚生年金を繰下げ待機している人は、退職しても自動的に支給開始に

はなりません。

本人が受給開始を希望する月の前月に繰下げ請求手続きをしてください。

なお、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に繰下げ請求することになります。

・繰下げ待機していた年金は、繰下げ請求せずに65歳の時点で遡って請求することもできます。この場合、繰下げによる増額はありません。また、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に65歳時点で遡ることになります。

・繰下げ請求と65歳に遡っての請求は、どちらもワンストップサービスによる手続きの対象です。

・繰下げ請求についてご不明な場合は本事業団にお問い合わせください。

なお、繰下げに関する請求書は私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）からダウンロードできます。

◆70歳の「みなし退職」後、実際に退職した人

資格喪失を確認後、自動的に在職中の支給停止を解除し、本人宛てに通知します。

退職年金（新3階年金）の請求

退職年金は平成27年10月以降の加入者期間を有している人が対象となり、次の受給要件①～③のすべてに該当したときに請求することができます。

◆受給要件

①引き続き1年以上の加入者期間があること（平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含みます）

②65歳以上であること（本人の申し出により、60歳から繰り上げることも75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた人は70歳）まで繰り下げることできます）

③退職していること（70歳みなし退職を含みます）

◆請求手続き

受給要件①～③のすべてに該当した人には、本人宛てに請求書を送付しますので、速やかに手続きをしてください。

注1 学校法人等が退職金等を支給する場合は、退職金等の「源泉徴収票」の写しが必要になることがあります。退職の時点で受給要件①～③のすべてを満たさない人でも、将来の手続きに備えて、退職金等の「源泉徴収票」を保管するように案内してください。

注2 外国に居住している人には、請求案内ができません。請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡するよう案内してください。

国民年金への届け出

退職後、自営業、パート又は無職となる60歳未満の加入者や被扶養配偶者は、市区町村の国民年金の担当窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

貯金事業関係 福祉部 貯金・貸付課

積立貯金の解約

送金を希望する月の前月25日（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）

【必着】までに、学校法人等を通して「積立貯金払戻・解約請求書」を提出してください。解約の手続きをしない場合、資格喪失後は預り金となり、利息は付きません。必ず解約の手続きをしてください。任意継続加入者となる場合でも継続加入はできません。

注1 預り金の払い戻し請求の時効は10年です。

注2 届出印と異なる印鑑を押しているため無効となる請求書が非常に多く見られます。提出前に必ず印鑑が届出印と相違ないことを確認してください。

注3 非課税の適用を受けている場合は、「非課税貯蓄廃止申告書DL」を併せて提出してください。「非課税貯蓄廃止申告書DL」には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月25日（退職（脱退）時一時払掛金を払込む場合は前々月25日）（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）【必着】までに、学校法人

等を通して「脱退申出書」、「給付金請求書」、「個人番号（マイナンバー）申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合又は年金で年額20万円を超える場合）を提出してください。資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

注 給付請求の時効は3年です。

◆給付コース選択

・年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職した場合は、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。

・年金コースを選択した場合は10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べるができます。受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金での受け取りとなります。

【例1】5月から年金で受け取る場合

①2月22日までに脱退申出書等を提出（退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月25日が申し出の締め切りです）

②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

【例2】脱退一時金で受け取る場合

①2月22日までに脱退申出書等を提出
②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立残高を加入者の口座へ送金
注 終身保険コースは現在、新規の取り扱いを停止しています。

共済定期保険の脱退

◆脱退の手続き

3月末日までに退職し、その後の保障を希望しないときは、3月末日までに学校法人等を通して「退職脱退申出書」を提出してください。

なお、納付済み前期分保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。脱退の手続きを行わないと、資格喪失後も9月までは保障の対象となり、保険料は返金しません。

◆自動継続

次の場合は、資格喪失後も10月以降の保障が継続します。

- 1 任意継続加入者となる場合は、引き続き加入できます。任意継続加入期間中は自動継続となります。
- 2 令和6年3月末日までに退職等又は任意継続の脱退となる場合は、次の①②の条件をすべて満たすと自動継続となります。

①責任開始期（6年4月1日）において保険年齢が50歳以上（昭和49年10月1日以前生まれ）

②1年以上共済定期保険に加入（保険料を2回以上振替）

注1 家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬に配当金を送金する場合があります。配当金は登録の個人口座に送金します。登録口座を変更する場合は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申

出書」を4月5日までに提出してください。

注2 2年以上加入している人は、退職後に別途個人保険の「退職後保障プラン」に加入できます。加入を希望する人は次の問い合わせ先に連絡してください。

共済定期保険専用ダイヤル
☎0120（716）267
平日 9時～17時15分

注3 給付請求の時効は3年です。

教職員生涯福祉財団のアイリスプラン

脱退の手続きは次の問い合わせ先に連絡してください。

アイリスプラン専用ダイヤル
☎0120（844）022
平日 9時～17時15分

貸付事業関係 福祉部 貯金・貸付課

貸付けを利用している加入者が退職する場合は、貸付金残額の全額を償還しなければなりません。

資格喪失処理後、学校法人等宛てに即時償還の通知を送付します。事前に資金の都合がつく場合は、在職中に全額任意償還することもできます。

詳細は、私学共済ホームページ「私

学共済事業のご案内▼福祉事業▼加入者貸付▼貸付金の償還方法」を参照してください。

◆任意償還の手続き

毎月15日【必着】までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知書）」を学校法人等宛てに送付しますので、学校法人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支払時期にかかわらず償還期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

◆即時償還の手続き

任意償還の申し出をしなくても、資格喪失処理後、自動的に即時償還となります。ただし、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場合、即時償還、定期償還ともに退職後に学校法人等から払い込んでください。

学校法人等が退職金等を支給する場合は、住宅貸付の他、一般貸付等の貸付償還金も退職金等から控除してください。退職金等を支給しないときや退職金等の支給額で償還額の全額を充当できない場合は、退職時に学校法人等が借受人から償還金（定期償還金と即時償還金の合計）を預かってください。

注 3月31日退職者の償還手続きは、12頁を参照してください。

3月31日退職者の償還手続き（2日貸付の場合）

	手続時期	提出書類	最終定期償還月	償還期限日	経過利息
任意償還	3月15日締め切り（必着）	貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL	3月 最終定期償還	4月1日	なし
即時償還	事前受付での資格喪失処理	資格喪失報告書DL	3月 最終定期償還 （4/1 即時償還通知書交付）	5月1日	1か月分
				5月30日	2か月分
	退職後の資格喪失処理	資格喪失報告書DL	4月 最終定期償還 （4/15 即時償還通知書交付）	5月1日	なし
				6月1日	1か月分
				6月13日	2か月分

- 注1 住宅貸付の団信制度は、最終定期償還月まで保障が適用されるため、保険料充当金の支払いも最終定期償還月まで必要です。
- 注2 償還期限日は貸付けの応当日の前日ですが、土・日曜日又は祝日の場合は直後の平日に繰り下がります。
- 注3 経過利息の計算式は、「最終定期償還月の元金残×利息（現在の年利1.26%）÷12月×利息〇か月分」（円未満切上げ）です。住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き、直近の1月又は7月の翌月から最終定期償還月までの経過利息が加算されます。
- 注4 貸付金任意償還申出書の提出期限は毎月15日【必着】ですが、土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日に繰り上がります。
- 注5 最終の定期償還月が3月となる場合の提出時期です。即時償還の通知は、4月になってからの送付となります。
- 注6 即時償還の最終の払込期限日（償還期限日）を過ぎると、1日当たり0.03%の延滞金が課せられます（償還通知書の交付日から60日後が最終の償還期限日です）。

加入者貸付の申し込み手続き

福祉部 貯金・貸付課

◆申し込み資格

- 加入者期間が引き続き（※）1年以上ある加入者
- 住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

※資格取得日の属する月から貸付けの申し込み日の属する月まで、加入者としての資格に1日の空白もない状態をいいます。

◆加入者期間1年目の申し込み（住宅貸付を除きます）

令和5年4月1日資格取得者の貸付けは、6年4月2日送金分から可能です。この場合、「貸付申込書DL」等は6年3月15日（金）【必着】までに提出してください。

◆申し込み時の注意事項

- 貸付けの申し込みは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- 申し込み資格等を満たしていれば、貸付金の送金日から退職までの償還回数（期間）が短くても申し込みができます。
- 申し込みの際は、償還が確実にできることを学校法人等で必ず確認のうえ、提出してください。退職手当等の支給予定がない加入者や、退職手当等の支給額が著しく少ない加入者

◆書類作成時の注意事項

- 貸付関係の様式用紙等は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。
- 申込書類への記入は、学校法人等の証明欄を除き、借受人となる加入者本人が必ず自筆・楷書で記入してください。代筆やパソコンなどの印字等による記載は認められません。
- 「貸付申込書DL」の加入者の申込日、申込事由及び学校法人等の証明日を必ず記入してください。
- 申込書類に押印する際は、同一の印鑑を使用してください。
- 訂正する場合は、訂正箇所を線で抹消した後、加入者の申込印と同じ印鑑で押印してください。伝票訂正用の小さい印鑑やスタンプ印は使用できません。
- 貸付けの要件や貸付限度額、添付書類等は貸付種類ごとに異なります。詳細は、私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）福祉事業（加入者貸付）の各貸付けのページを参照してください。

令和4年度 特定健康診査等の実施結果

表1 特定健康診査 (単位：人)

区 分	(ア)加入者	(イ)被扶養者等 (※1)	合 計 (ア+イ)
A 対象者数	332,344	98,250	430,594
B 実施者数	275,268	35,847	311,115
実 施 率 (B/A)	82.8%	36.5%	72.3%
実施率目標	91%	55%	82%
目 標 差	△8.2%	△18.5%	△9.7%

表2 特定保健指導 (単位：人)

区 分	(ア)加入者	(イ)被扶養者等 (※1)	合 計 (ア+イ)
健診実施者数(※2) A 評価対象者数	275,325	35,854	311,179
対 象 者	B 動機づけ支援 (B/A)	2,114	28,598
	(9.6%)	(5.9%)	(9.2%)
対 象 者	C 積極的支援 (C/A)	610	21,277
	(7.5%)	(1.7%)	(6.8%)
終 了 者	D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	145	2,292
	(8.1%)	(6.9%)	(8.0%)
終 了 者	E 積極的支援 終了者数 (E/C)	35	1,406
	(6.6%)	(5.7%)	(6.6%)
実施率 《(D+E)/(B+C)》		180	3,698
		(7.5%)	(6.6%)
			(7.4%)
目 標 等	実施率目標	26.0%	26.0%
	目 標 差	△18.5%	△19.4%
			△18.6%

- ※1 任意継続加入者は、被扶養者等に含まます。
※2 健診実施者には、すべての健診項目の受診はできなかったものの階層化(保健指導判定)が可能な対象者を含みます。



また、健診結果データは、電子媒体で提出する場合、紙媒体よりも処理が早く、優先的に結果を送送できます。私学共済ホームページでは、提出用の健診結果データを簡単に作成できるツールを掲載しています。不備項目のチェック機能もありますので、ぜひ活用してください。

速やかな登録作業に向け、電子媒体での提出にご協力をお願いします。

令和4年度特定健康診査等の実施結果
及び令和5年度結果データ提出のお願い

福祉部 保健課

令和4年度の実施結果

令和4年度特定健康診査等の実施結果は、表1、2のとおりとなりました。

◆特定健康診査実施率

加入者及び被扶養者等の合計

72・3%

3年度に比べ、1・4ポイント増加しました。

◆特定保健指導実施率

加入者及び被扶養者等の合計

7・4%

3年度に比べ、0・1ポイント減少しました。

特定健康診査の実施率は増加傾向ですが、特定保健指導の実施率は低下傾向にあります。

特定保健指導の受診

特定健康診査の結果を提出した加入者・被扶養者等に対して、その人の健康状態に即した健康情報冊子「QUPiO Plus (クピオプラス)」を発行し、特定保健指導が必要と判定された人には「利用券」を同封します。

加入者は学校法人等宛て、被扶養者等は自宅宛てに送付します。

また、手軽に受けられる学校訪問型や会場型の特定保健指導を実施しますので、教職員の健康づくりにお役立てください。

令和5年度特定健診等
結果データ提出のお願い

5年度の健診結果データの提出期限(第2回目)は1月31日(水)ですが、健診結果データの提出は随時受け付けています。提出期限の直前は受付件数が非常に増加するため、健診結果データの登録作業等が集中し、「QUPiO Plus」等の発送が遅延する場合があります。特定保健指導対象者に同封する「利用券」を有効期限内に使用できなくなる可能性も高まりますので、健診結果データは健診終了後、提出可能となった分から順次送付してください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受人

令和5年に住宅貸付を借り受けた人や、5年中に自己の居住の用に供した人の住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行できませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

4年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた人の残高証明書は、年末調整用として、5年10月14日に学校法人等宛てに送付しました。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。

【福祉部 貯金・貸付課】

2 任意継続加入者

5年10月19日までに任意継続掛金の納付が確認された人には、「令和5年分任意継続掛金納付証明書」を10月27日に送付しました。10月20日以降に初めて掛金の納付が確認された人には、1月下旬に送付します。

【業務部 掛金課】

3 年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となります。これらの年金を受給している人には、「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第78号に同封して1月中旬に送付します。なお、在職中などで5年中に年金の支払いがなかった人には源泉徴収票は送付しません。

【年金部 年金第二課】

住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。ご家族の生活の安定を図るために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を
送付します

令和5年7月～12月に学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を、1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部 短期給付課】

私学共済事務担当者連絡会中止の
お知らせ

例年2月に開催している連絡会は、開催を見送ります。これに代えて「私学共済事務担当者へのお知らせ」を発行し全学校法人等宛てに送付します。

【広報相談センター 相談班】

「私学共済ブック2024・2025」
を発行します

1月中旬に「私学共済ブック2024・2025」を学校法人等宛てに送付します。加入者への配付にご協力をお願いします。注「私学共済ブック2022・2023」は補助券の有効期間である3月まで保管してください。【広報相談センター 広報班】

1 月の共済業務スケジュール

4日(木)	掛金等 11月調定分納期限 貸付 送金
6日(土)	貸付 12月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
29日(月)	掛金等 12月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	掛金等 12月調定分納期限 特健 特定健康診査の健診結果データ提出期限(第2回目) 貸付 2月22日送金申込締め切り

2 月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 1月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 3月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「特色ある教育・経営の取組みを行う 私立学校の事例集」をご活用ください

私学事業団では平成30年度より、私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、事例集をホームページ上で紹介しています。

特色ある教育や経営を行う私立学校の実例をコンパクトにまとめているので、各学校法人で改革を実施する際の参考としてご活用ください。

私学事業団ホームページ[助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶「特色ある教育・経営の取組みを行う私立学校の事例集」]

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7849~7851

Eメール center@shigaku.go.jp

令和5年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」を送付しました

令和5年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人に、令和5年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」(CD-ROM)を12月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問・ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

「若手・女性研究者奨励金」へのご支援のお願い

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者と女性研究者のための「社会一般からの寄付による」研究奨励金制度です。2023年度は、若手研究者37名、女性研究者37名の計74名に対し、合計で2,960万円を交付しました。

次世代を担う多様な人財の育成を図る観点から、応募者のこれまでの研究実績よりも、研究の特色や独創性、熱意や将来性を重視しています。また、応募に当たり分野の限定はせず、すべての研究を対象としています。

私学事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

また、学校法人の皆様には、売上金の一部が本奨励金の寄付金に充てられる「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」の新規導入、又は既設の自動販売機を寄付金付き自動販売機に転換していただく等により、本奨励金へのご協力をお願いしているところです。

わが国の未来を担う人財育成のため、本奨励金にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※本奨励金についての詳細は、私学事業団ホームページ[助成業務のご案内▶若手・女性研究者奨励金]に掲載していますので、ご参照ください。



～その1本が、未来をつくる。～



寄付金付き自動販売機ご協力校一覧
(PDFファイルのダウンロード)

https://www.shigaku.go.jp/files/s_wakatejosei_kifusha05_12.pdf

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7319・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約がおすすめです

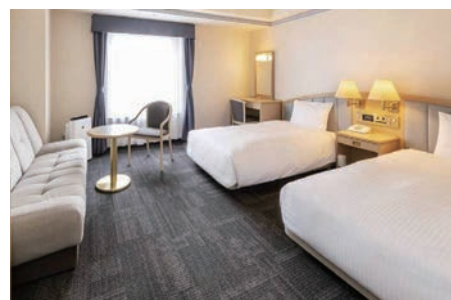
HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
札幌カーテンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311(代表)
JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分 <https://www.hotelgp-sapporo.com>

札幌たびストーリー 「高層階デラックスルームプラン」

1泊朝食付(2名1室／1名様) 6,500円～
(3名1室／1名様) 5,900円～

取扱期間：令和6年3月31日まで(2月3日～11日を除きます)
特典・アーリーチェックイン12時、レイトチェックアウト12時(最大24時間ステイ)
・10階以上、北海道庁向きのお部屋を用意します。
・道内の温泉の入浴剤付きです。
・未就学児の添い寝は無料です。



デラックスツインルーム

京 都 白 河 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
JR「京都」駅南口バスターミナルA-1番乗り場、阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅から市バス5号系統「銀閣寺・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

本格京会席コース

宿泊プランは、夕食のグレードにより3段階あります。
冬の京都の散策後は、和の趣あふれる白河院で雅な京会席をご堪能ください。

1泊2食(1名様) 13,400円・14,500円・15,700円

取扱期間：令和6年3月31日まで(繁忙期を除きます)
・夕食の内容により料金が異なります。
・京都市宿泊税200円を含みます。



京会席(夕食イメージ)

融資事業のご案内

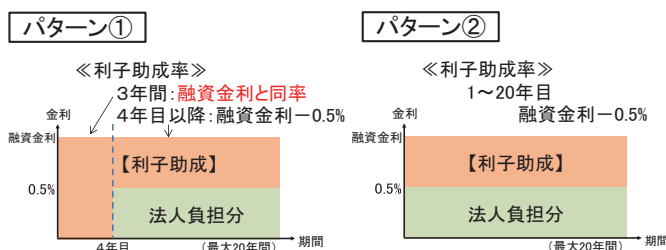
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和5年12月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.80	年% 1.40	年% 0.90	年% 0.70
寄宿舎などの建築・用地取得	1.90	1.50	1.00	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.90	(5.5年以内) 0.50

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp